

諮問番号：平成29年度諮問第18号

答申番号：平成29年度答申第20号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

次の事情を顧みずになされた原処分（特別児童扶養手当資格喪失処分）は、違法、不当である。

- (1) 普通学級への在籍は、特別支援学級の見学をして悩んだ末に親の希望により決めたが、急な予定変更に弱く、他人と目を合わせることが苦手で、コミュニケーションの取り方は、学校の担任、療育先及び親が連携して取り組む課題である。また、大きな音が苦手で、友達のちよっかいに落ち込み、規則を守るまじめさから友達を心底恨み、クールダウンさせるのが大変である。
- (2) 迷子で大捜索したのは1年生の時に2回あり、その後もショッピングセンター等で自分の興味で勝手に離れたり、学校内で約束の場所へ行けないことなどがあり、デイサービスを嫌がり駄々をこね、母の職場に7、8回電話があったこともある。気持ちの切り替えが難しく、楽しいと感じた行動をやめられず、自宅で時間割の準備の時に別のことに気を取られるというようなことは保育園の時から続いている。
- (3) 登校は、入学前に何度も練習し、上級生と一緒に登校したり、親が付いたりしてできるが、下校は、放課後デイサービスの迎車を利用し、一人ではできず、近所のスーパー等にも不安で一人では行けない。登校は他児童がいる朝だからこそできるが、それでも遅刻があり児童の流れにすら乗れていない。
- (4) IQが84であったのは平成27年12月のことであり、平成28年10月の検査は77である。忘れ物や落とし物の頻度が高く、学校で習ったとおり登校時に風に飛ばされた帽子を追わなかったものの、下校時に不安になりデイサービス職員と探したこともある。帽子やジャンパーを忘れることは週に1回位あり、都度、学校等に電話し、行動範囲内の公園等に探しに行くことは大変である。
- (5) 小学1年の春から月2回、小学2年の春から月1回、クリニックで作業療法を受け、鉛筆や箸の持ち方、ボタンのかけ方を練習するが、体幹が弱いため、すぐに姿勢がくずれ、長く直立するのが難しい。目の動きが悪いようで、ドッジボールの球から逃げるのが苦手な方向がある。

(6) 物をなくす息子に、家の鍵を持たせることに不安がある。親が入浴中に集合玄関の鍵を開け、勝手にセールスを室内へ招き入れたことや電話の受け方を教えても理解できず、勝手に切ってしまうこともある。小学校卒業後も親が安心して働ける障害児の預け先を多く増やして欲しい。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁は、嘱託医師の審査判定及び診断書に基づき、認定要領及び認定基準に照らし合わせて、次のとおり判断し、原処分を行ったところであり、その判定内容については、適正なものであり、違法又は不当な点はない。

- (1) コミュニケーションの困難さは認められるものの、普通学級に就学していること。
- (2) 診断書の問題行動や習癖について、「迷子傾向である」とされる点に常時・頻回とは認められず、他の行動も2級の認定基準である「日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とまではいえないこと。
- (3) 本件診断書の「多動・衝動性のためあぶない」ことについて、主治医からの回答において、「対象児童は、自ら登下校を行っている」との回答を得ていること。
- (4) 上記(1)から(3)までの事実から、「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」とまではいえないこと。
- (5) 主治医の意見は「中度」であり、一定の障害の状態にあることは認められるが、総合的に判断して、2級の基準である「日常生活は極めて困難であるもの」に該当するとまではいえないこと。
- (6) 審査請求人の主張に対しては、診断書に記載された内容（普通学級への就学（前記1(1)）については、その事実のみではなく、本件診断書の内容から総合的に判断し、記載がない内容（迷子傾向（同(2)）、登下校の状態（同(3)）、知能指数（同(4)）及び自宅での状態（同(6)））については、不知であり、主治医からの回答内容（作業療法を受けていること（同(5)）については、原処分を行う段階で考慮に入れて判断していることから、審査請求人の主張を認めることはできない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。
- 2 審査請求人は、対象児童に係る個別の事情を挙げ、そうした事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張している。

審査請求人の主張する事情（コミュニケーション能力が乏しいこと、迷子傾向にあること、下校や外出は一人でできないこと、忘れ物や落とし物の頻度が高いこと、作業療法を受けていること）は、診断書に記載された内容か、相応のものということができ、原処分は、診断書の記載内容に基づき、嘱託医師の審査判定も得て、総合的に判断した上で行われているから、これを違法又は不当ということとはできない。

なお、診断書に記載のない事情（直近のIQが77であること、留守番を任せられない事情があること）については、障害の程度の認定が特別児童扶養手当認定診断書の記載内容によって行われるものである以上、当該事情への考慮がなされていないことをもって、原処分を違法又は不当ということとはできないが、仮に、そうした事情を含めて総合的に判断した場合でも、原処分に影響を及ぼす程度（社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの）であるとは認められない

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年7月20日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月25日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害の程度は、認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで、同診断書をみると、「相互的な社会関係の質的障害」、「言語コミュニケーションの障害」及び「限定した常同的で反復的な関心と行動」は、いずれも「乏しい」とされ、問題行動は「多動」で「迷子傾向」とされ、日常生活能力の程度は、「食事」、「洗面」及び「排泄」は「一部介助」と、「入浴」は「半介助」とされ、「多動、衝動性のためあぶない」として、「要注意度」は「厳重な注意が必要」とされているものの、それらの記載からは、障害等級2級に相当する不適応な行動が具体的に見られるかどうかは判然としない。

このため、処分庁は、同診断書を作成した主治医に対し、「多動」で「迷子傾向」であることの内容、「食事」の介助状態、「多動、衝動性のためあぶない」とされていることに関し、登下校時の介助状況について照会したところ、

主治医は、迷子により保護者らが探した出来事があったこと、体幹が安定しないため食べ物をこぼしたりすること等の回答があったものの、自ら登下校を行っているといった事実も認められ、当該回答からは、不適応な行動があって、日常生活が極めて困難であると認められる特段の事情は窺われない。

こうした事実関係に基づき、精神の障害に係る認定基準に照らして総合的に判断すると、対象児童について障害等級2級に該当するとまではいえないとした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法、不当な点は認められないというべきである。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美